平成２９年度

川口市の下水道

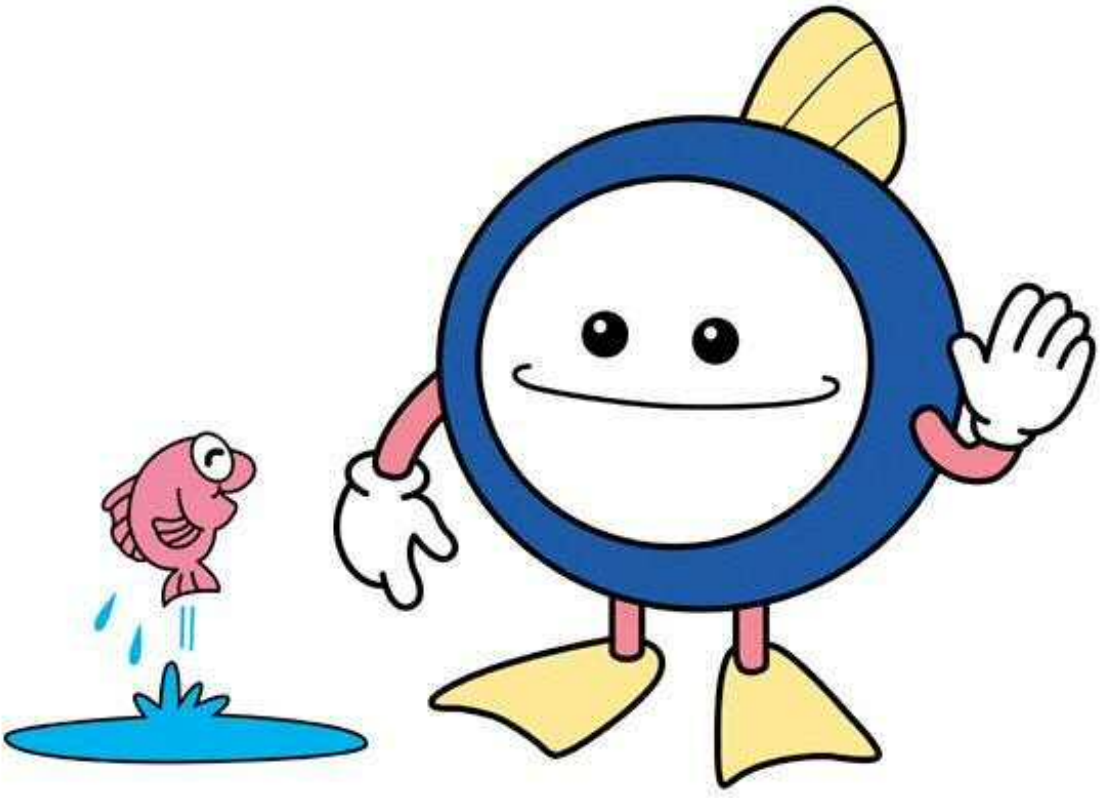

下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

目　　次

第１章　川口市の下水道の歴史
　１　市勢の概要　Ｐ　１
　２　下水道の役割　Ｐ　２
　３　下水道のしくみと種類　Ｐ　３
　４　下水道のあゆみ　Ｐ　５
　５　下水道の普及状況　Ｐ　６
第２章　川口市の下水道の計画と現状
　１　現況と課題　Ｐ　８
　２　流域下水道　Ｐ　９
　３　川口市の下水道計画　Ｐ　１１
　４　下水道財政　Ｐ　１３
　５　下水道使用料　Ｐ　１７
第３章　維持管理事業
　１　管きょの維持管理　Ｐ　１９
　２　排水設備・水質規制の役割　Ｐ　２０
　３　融資利子等助成・補助制度　Ｐ　２４
第４章　ポンプ場運転管理事業
　１　ポンプ場施設の役割と現状　Ｐ　２７
　２　施設の概要・位置図　Ｐ　２８
第５章　災害対策
　１　浸水対策　Ｐ　３８
　２　地震対策　Ｐ　３９
第６章　下水道部の組織及び下水道関連用語集
　１　下水道部の組織図と事務分掌　Ｐ　４２
　２　下水道関連用語集　Ｐ　４３

第１章 川口市の下水道の歴史

１　市勢の概要

川口市は、埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京都に接しているため、住宅都市化が進みました。平成２３年１０月１１日に鳩ヶ谷市と合併し、平成２９年１２月には、人口６０万人を超える都市となっています。

中央部には芝川、東には綾瀬川が流れ、見沼代用水（東縁・西縁）を境に、その北東部は台地、南西部は低地となっており、大昔、この低地には現在の東京湾が深く入り込み、その大部分が海底であったと想像されます。

既成市街地は東京湾平均海面（Ｔｏｋｙｏ　Ｐｅｉｌ：ＴＰ）３～４ｍ内外の低地で、北部に向かって多少高くなっていますが、荒川満潮面より１ｍ内外の余裕しかなく、雨水の排除は困難を極めています。

地質は、北東部の台地は主に関東ローム層と呼ばれる洪積層で比較的地質条件はよいですが、低地では軟弱な地下水位の高い沖積層からなっています。

平成３０年３月３１日現在

市制施行年月日	昭和８年４月１日	
総　人　口	６０１，０５５人	
世　帯　数	２８１，６８１世帯	
行　政　面　積	６，１９５ｈａ	
都市計画区域	川口都市計画区域 約６，１９５ｈａ	市街化区域　約５，４６７ｈａ
		市街化調整区域　約７２８ｈａ
人口集中地区 （ＤＩＤ地区）	面積　５，４８６ｈａ（平成２７年国勢調査） 人口　５６５，３８０人	

２　下水道の役割

（１）生活環境の改善（汚水の排除）

生活汚水が速やかに排除されず、住宅周辺に停滞していると、蚊やハエまたは悪臭の発生源となり、生活環境を悪化させることになります。下水道を整備し、汚水処理を行うことで、トイレが水洗化されるなど、生活環境の改善を図ることができます。

（２）河川などの水質保全

下水道を整備することで、河川などの公共用水域の水質汚濁の防止が図られ、豊かな自然環境の保全に大きく寄与します。

（３）豪雨による浸水の軽減（雨水の排除）

下水道は、水路や側溝などと同様に雨水の排除のための機能を有しています。

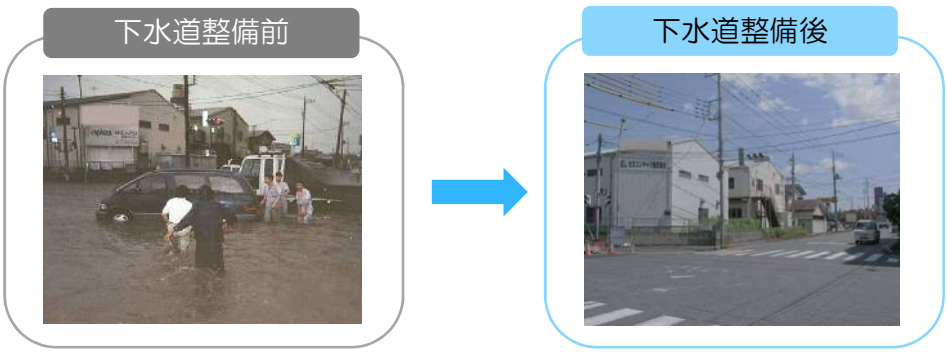

3　下水道のしくみと種類

各家庭や工場などから出た汚水は、汚水管きょやポンプ場を通って、下水道の終末処理場（下水処理場）へと流れます。

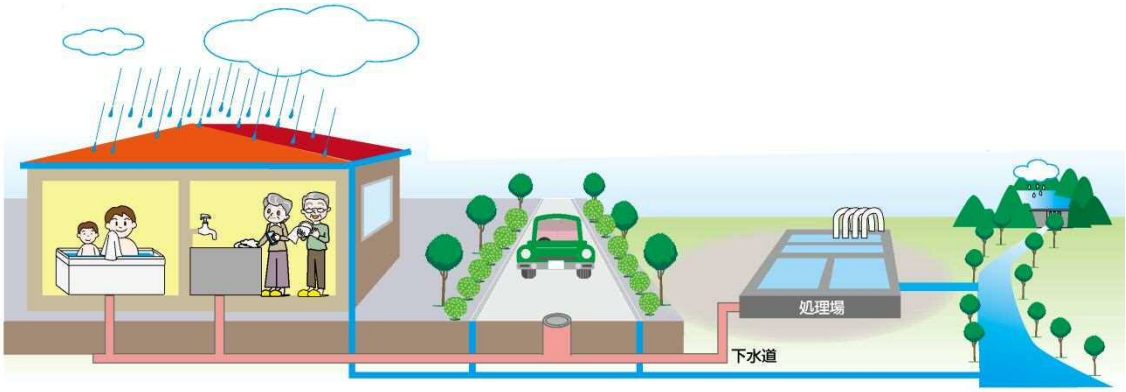

下水処理場では、バクテリアなどの微生物が汚水の汚れを食べることを利用した生物処理や沈殿処理によって、汚水をきれいに処理します。きれいに処理された水は、河川や海などに放流されます。

汚水をきれいにする過程で発生した汚泥は、汚泥処理施設へと送られ、バイオマスエネルギーや建設資材として資源化され有効に利用されます。

※本市の汚水は、埼玉県の荒川水循環センター及び中川水循環センターにおいて処理されています。

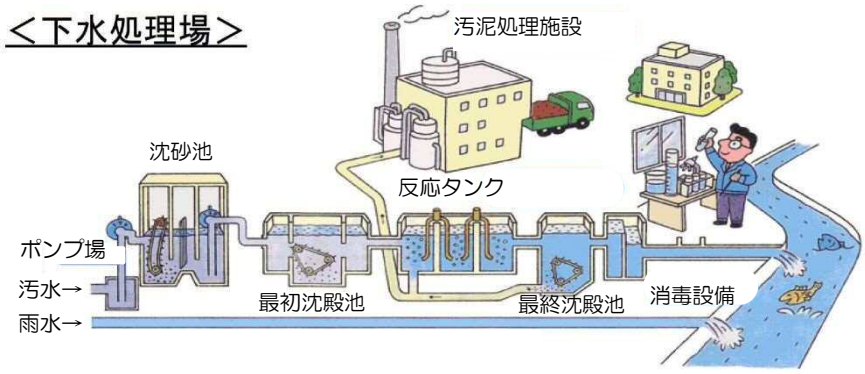

出典：国土交通省（一部編集）

下水を流す方式には、汚水と雨水を分けて流す分流式と、汚水と雨水を合わせて流す合流式があります。

（１）分流式下水道

汚水と雨水を別々の管きょで排除する方法の下水道です。分流式下水道では汚水は下水処理場で処理されるため、汚水が河川に放流されません。

（２）合流式下水道

汚水と雨水を同一の管きょで排除する方法の下水道です。合流式下水道では分流式に比べ、管きょの布設が容易な反面、雨天時に汚水混じりの雨水が河川に放流される問題があります。

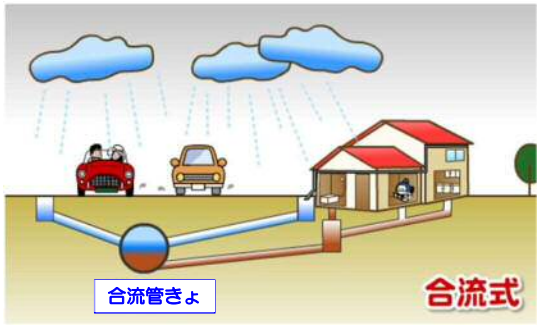

出典：日本下水道協会（一部編集）

（３）本市の下水道

本市では、中央・横曽根・青木・南平地域の大部分を合流式下水道で、その他の地域を分流式下水道により整備しています。

4　下水道のあゆみ

年　次	川口市　下水道のあゆみ
昭和　8 年　4 月	市制施行
昭和　12 年　4 月	下水道計画の調査設計に着手
昭和　13 年　8 月	モデル下水道を築造
昭和　15 年　2 月	国の認可に基づく下水道工事に着手
昭和　34 年　8 月	領家下水処理場において下水処理開始
昭和　46 年	旧鳩ヶ谷市で下水道事業に着手
昭和　49 年　8 月	埼玉県の荒川左岸南部流域下水道へ汚水を流入開始
平成　元 年　4 月	埼玉県の中川流域下水道へ汚水を流入開始
同 年　同 月	二軒在家公園雨水貯留施設（雨水調整池）が完成
平成　2 年　8 月	南部第 4 処理分区雨水貯留施設（雨水貯留管）が完成
平成　3 年　3 月	南部第 4 処理分区雨水貯留施設（雨水調整池）が完成
平成　15 年　3 月	領家下水処理場で処理していた汚水を埼玉県の荒川左岸南部流域下水道に流入開始することに伴い領家下水処理場を廃止
平成　23 年　10 月	旧鳩ヶ谷市と合併
平成　27 年　3 月	桜町排水区雨水貯留施設（雨水貯留管）が完成
平成　30 年　3 月	並木元町公園雨水貯留施設（雨水調整池）が完成 ※貯留機能は平成 29 年 7 月に供用開始

5　下水道の普及状況

（１）管きょ布設状況と普及率の推移

①昭和３７年度～昭和６３年度の推移

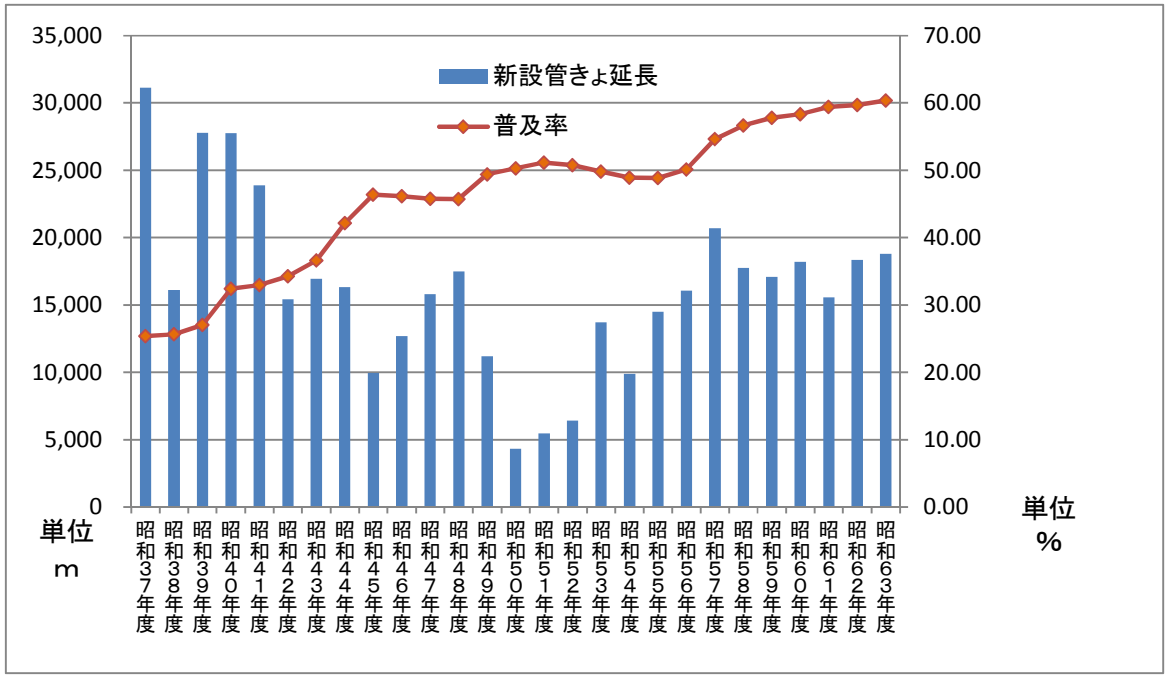

②平成元年度～平成２９年度の推移

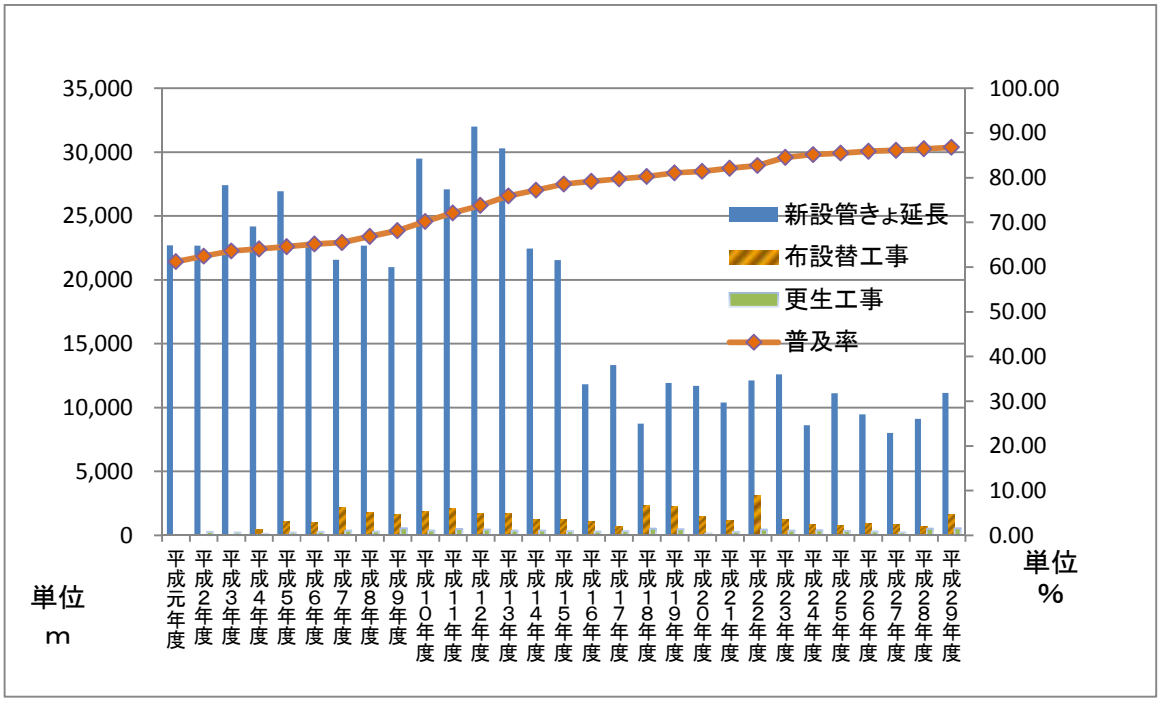

（２）過去５年間の普及状況

平成30年3月31日現在

区　　分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A 行　政　面　積 (ha)		6,197	6,195	6,195	6,195	6,195
B 下水道計画面積 (ha)		5,856	5,856	5,856	5,856	5,856
C 行　政　人　口 (人)		585,503	590,209	593,485	596,505	601,055
D 世　　帯　　数 (世帯)		264,042	268,367	272,472	276,461	281,681
E 処理区域面積 (ha)		4,114	4,140	4,161	4,162	4,194
F 処理区域内人口 (人)		500,574	506,932	511,278	515,704	521,717
G 処理区域世帯数 (世帯)		229,189	233,756	237,905	242,129	247,577
H 水 洗 化 人 口 (人)		467,009	475,135	481,800	486,104	492,933
I 水洗化世帯数 (世帯)		214,252	219,451	224,398	228,467	234,118
J 面積普及率 (%)	E／A	66.4	66.8	67.2	67.2	67.7
K 面積整備率 (%)	E／B	70.3	70.7	71.1	71.1	71.6
L 処理人口普及率 (%)	F／C	85.5	85.9	86.2	86.5	86.8
M 処理世帯普及率 (%)	G／D	86.8	87.1	87.3	87.6	87.9
N 人口水洗化率 (%)	H／F	93.3	93.7	94.2	94.3	94.5
O 世帯水洗化率 (%)	I／G	93.5	93.9	94.3	94.4	94.6
管きょ総延長 (km)	汚水	1,165.3	1,174.3	1,181.8	1,190.8	1,201.4
(km)	分流雨水	28.0	28.5	29.0	29.1	29.6
(km)	計	1,193.3	1,202.8	1,210.8	1,219.9	1,231.0

※国土地理院から平成27年3月6日公表された「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」により、行政面積が変更となりました。

（３）処理区別普及率の推移

荒川左岸南部処理区及び市全域については、既成市街地の人口の減少や区画整理事業など様々な原因により、普及率の伸びは緩やかとなっていますが、中川処理区についても、平成８年度以降流域下水道の浦和幹線が供用開始になってからは、急激な伸びを示していましたが、平成１３年度以降は、荒川左岸南部処理区同様、普及率の伸びは緩やかとなっています。

今後も、区画整理事業との整合性を図りながら、人口密集地区など投資効果の高い地区から順次整備していきます。

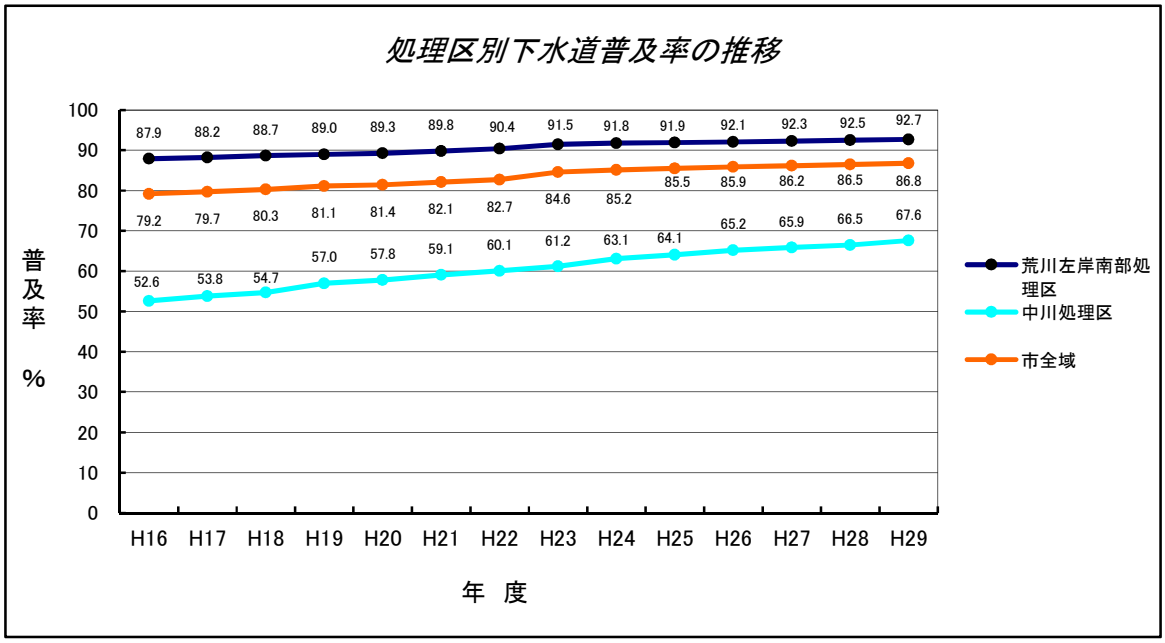

第２章　川口市の下水道の計画と現状

１　現況と課題

本市の下水道事業は、昭和１５年に着手して、以後、昭和４０年に策定された埼玉県荒川左岸南部流域下水道基本計画、さらに昭和４８年に策定された埼玉県中川流域下水道基本計画と整合を図りながら、年次計画に基づいて逐次整備を進めてきました。この結果、本市における下水道は、平成３０年３月末で処理人口普及率８６．８％となっています。

下水道は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質を保全するための根幹的な施設です。

このため、下水道未普及地域の解消を図ると同時に、浸水対策、合流式下水道区域における雨天時の放流水の水質改善、施設の適正な維持管理・改築、老朽管の更新、耐震化対策などを緊急性や必要性を加味しながら、計画的かつ効果的に整備を進める必要があります。

また、厳しい財政状況が続いていることから、事業の効率化を進め、安定した事業運営を推進していくことが課題となっています。

２　流域下水道

流域下水道とは、流域内にある複数の市町村からの下水を、行政区域を越えて広域的に収集、処理するものです。流域下水道は、幹線管きょ、ポンプ場、終末処理場等の基幹的施設から構成されており、昭和４５年の下水道法の改正により制度化され、その建設及び維持管理は、原則として都道府県が行うことになっています。

流域下水道に接続して下水を流す公共下水道は「流域関連公共下水道」と呼ばれ、その枝線管きょの建設及び維持管理は当該市町村が行います。

本市は荒川左岸南部流域下水道及び中川流域下水道に接続しています。

流域下水道には、次のような利点があります。

① 流域内の自然条件や、社会的条件及び水利用等の状況を勘案して、処理区域の設定、処理場の位置選定等が行えるため、効率的な水質保全が図れます。

② 処理施設を集約することによって終末処理場の数が減らせ、単位水量当たりの建設費や維持管理費を抑えることができ経済的です。

流域名	荒川左岸南部流域下水道		中川流域下水道	
関係都市	川口市・さいたま市・上尾市・戸田市・蕨市 ５市		川口市・さいたま市・八潮市・草加市・越谷市・春日部市・蓮田市・三郷市・幸手市・吉川市・白岡市・杉戸町・伊奈町・宮代町・松伏町 １１市４町	
事業認可取得	昭和４１年１２月２８日		昭和４８年　３月２９日	
計画処理面積	全体計画	川口市	全体計画	川口市
	22,356ha	3,825ha	30,663ha	2,031ha
計画処理人口	1,764,500 人	396,400 人	1,454,000 人	111,900 人
計画管路延長	１０２．２８km		１２６．７０km	
平成２９年度処理送水量	４８，８２７，７０６㎥		９，６７７，１８８㎥	
処理単価	３６円（１㎥当り）		４０円（１㎥当り）	
建設事業費負担割合	２２．５４％		７．９９％	

流域下水道　処理推移

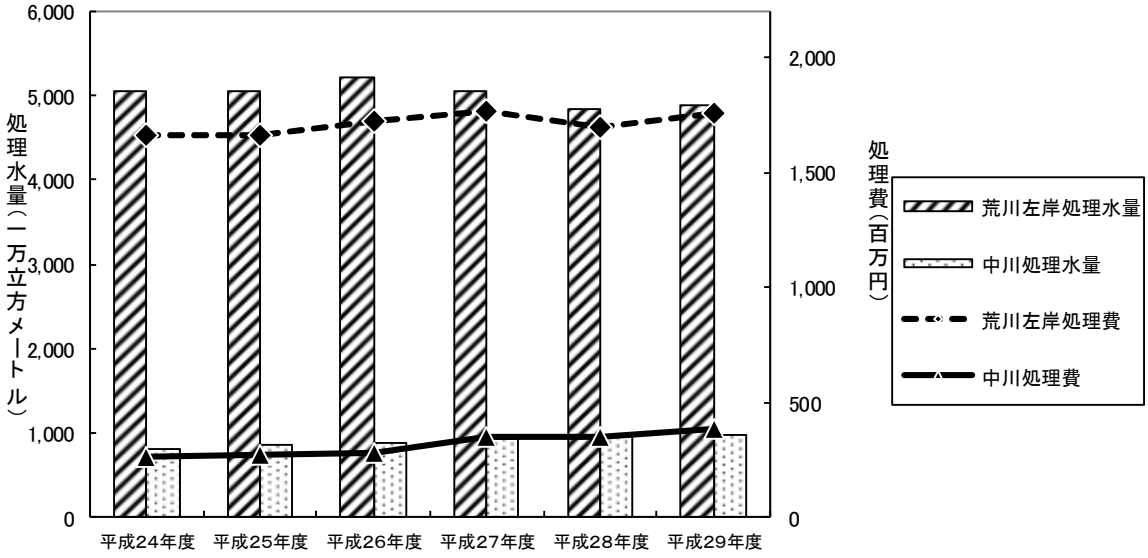
6,000
5,000
4,000
3,000
2,000
1,000
0
処理水量（一万立方メートル）
2,000
1,500
1,000
500
0
処理費（百万円）
平成24年度
平成25年度
平成26年度
平成27年度
平成28年度
平成29年度
荒川左岸処理水量
中川処理水量
荒川左岸処理費
中川処理費

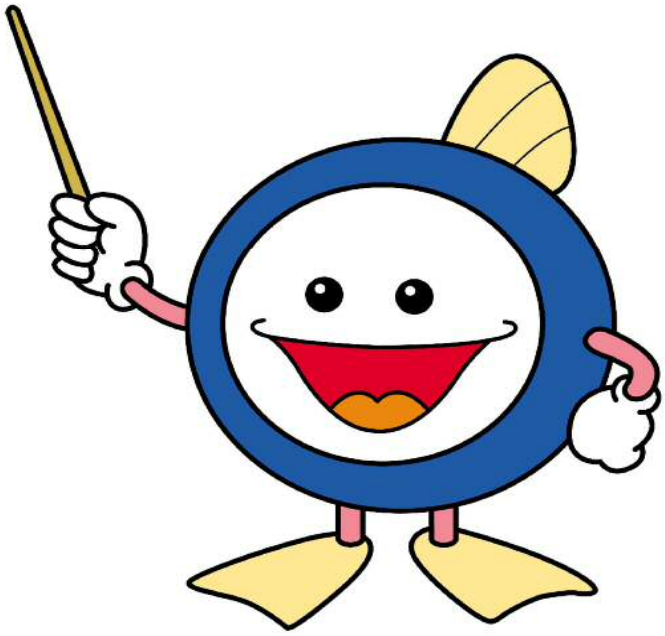

３　川口市の下水道計画

（１）上位計画

本市の下水道の計画は、埼玉県の「荒川流域別下水道整備総合計画」の中の「荒川左岸南部流域下水道」と、「中川流域別下水道整備総合計画」の中の「中川流域下水道」の両計画を上位計画として事業を進めています。

（２）下水道の計画

本市では、前述の両流域下水道計画の区域界を東北自動車道及び首都高速道路とし、その西側を荒川左岸南部処理区（荒川左岸南部流域関連公共下水道）、東側を中川処理区（中川流域関連公共下水道）と定め、流域下水道計画や他の都市計画事業と整合性を図りながら事業を進めています。

下水道整備計画表

平成 30 年 3 月 31 日現在

区　　分	荒川左岸南部 処　理　区	中　　川 処　理　区	計
全　体　計　画			
計画処理面積（ha）	3,825	2,031	5,856
計画処理人口（人）	396,400	111,900	508,300
計画目標年度	平成 36 年	平成 36 年	
事　業　計　画			
計画処理面積（ha）	3,555	1,778	5,333
計画処理人口（人）	401,360	111,560	512,920
計画目標年度	平成 32 年	平成 32 年	

4　下水道財政

下水道は都市における根幹的な施設ですが、その整備には莫大な費用を要します。この財源として国庫補助金、市債、一般会計からの繰入金などを充当しています。中でも市債がその大半を占めています。市債を起こすことは、元利償還が長期にわたり、現在の利用者だけでなく将来の利用者にも負担を分散させることになり、利用者世代間の公平につながるとされています。

また、下水道施設には適切な維持管理が不可欠です。そのため、維持管理に要する経費は建設費に並ぶ金額となっており、施設の拡充に伴って増大しています。財源については下水道使用料と一般会計繰入金を充当しています。負担原則として「雨水処理は公費、汚水処理は使用料」となっています。

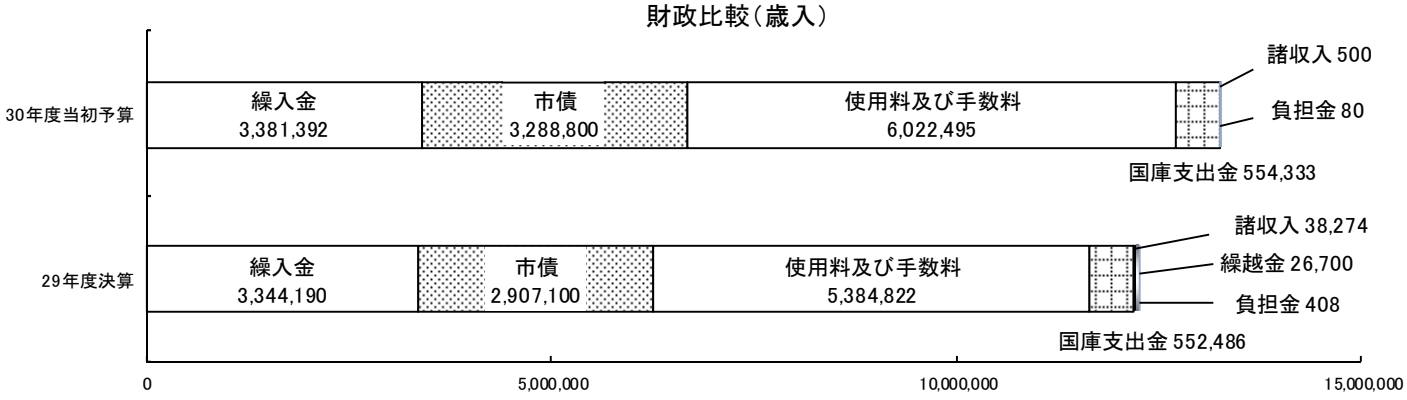

金額（単位：千円）

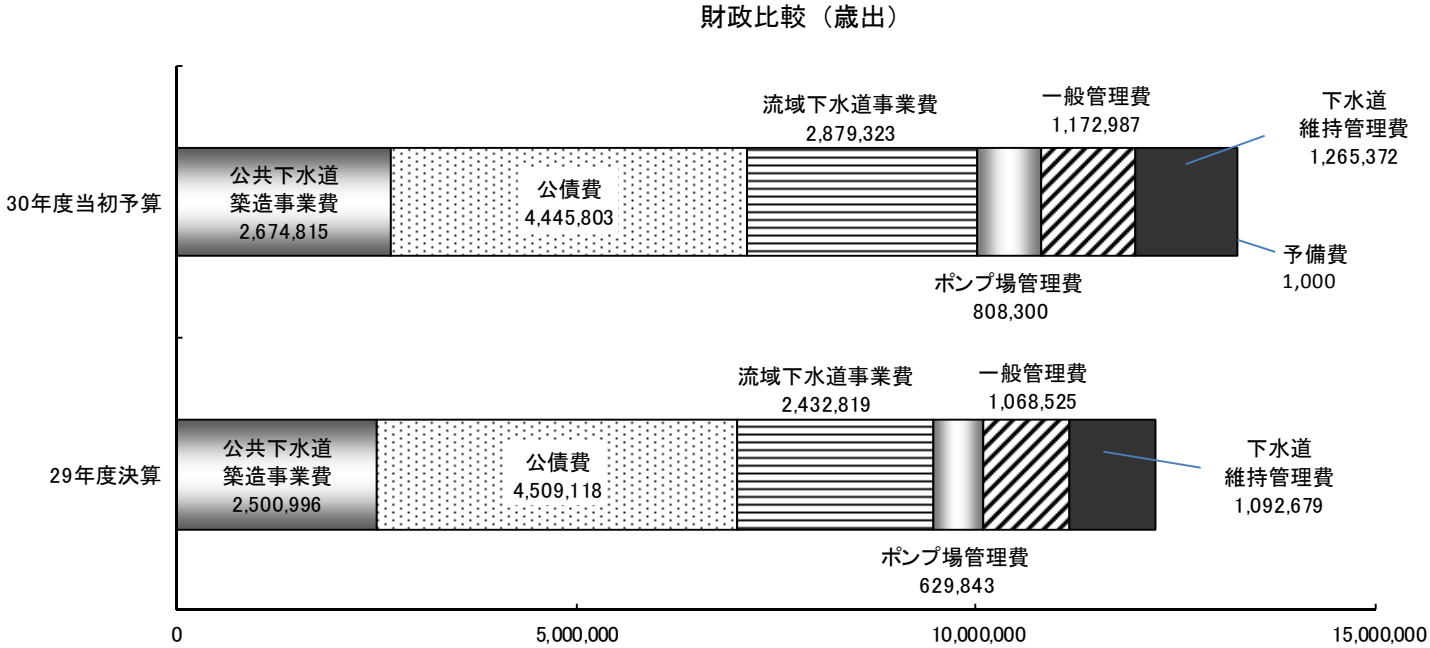

金額（単位：千円）

過去５年間の下水道事業費の推移

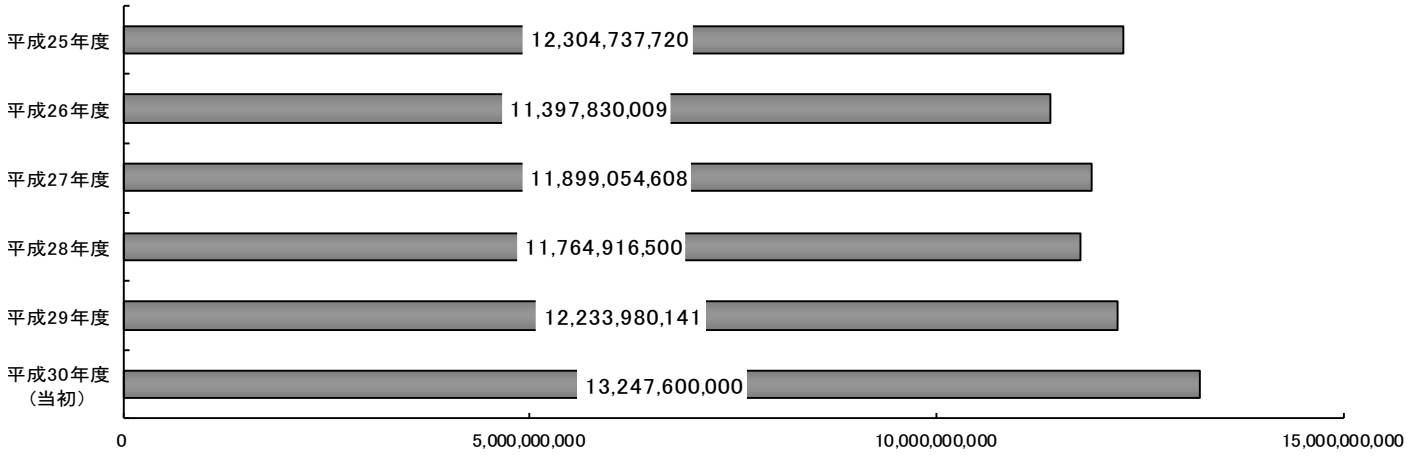

事業費（単位：円）

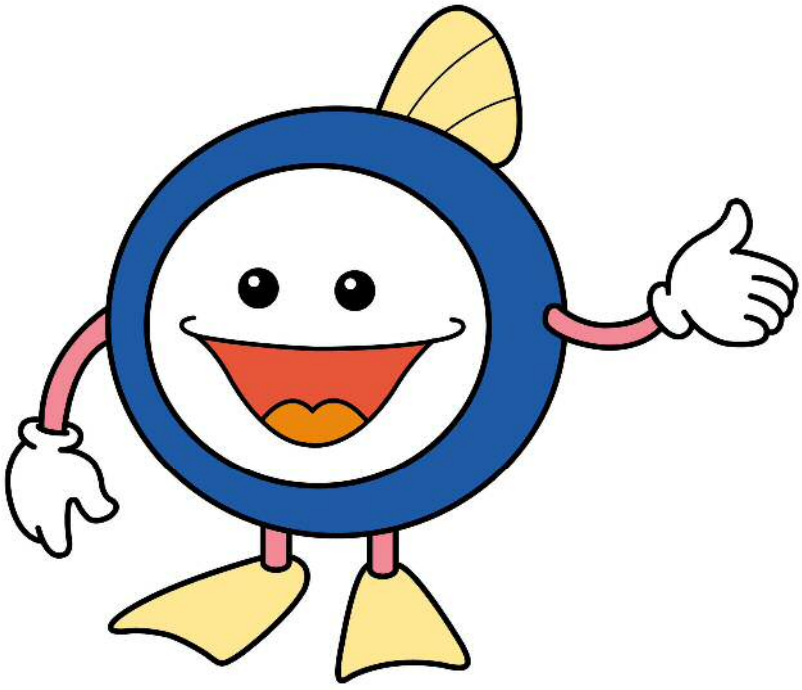

平成29年度決算概要(見込)

歳入

下水道特別会計					公営企業法非適用			
区分		29年度決算	28年度決算	比較	区分		29年度決算	構成比
分担金及び負担金		408千円	1,199千円	-66.0%	収益的収入		7,258,574千円	59.2%
使用料及び手数料		5,384,822千円	4,998,740千円	7.7%		営業収益	7,095,046千円	57.9%
	下水道使用料	5,381,733千円	4,995,897千円	7.7%		料金収入	5,381,733千円	43.9%
	現年度	5,342,499千円	4,960,769千円	7.7%		雨水処理負担金	1,710,044千円	14.0%
	過年度	39,234千円	35,128千円	11.7%		その他	3,269千円	0.0%
	下水道占用料	0千円	7千円	-100.0%		営業外収益	163,528千円	1.3%
	その他使用料	296千円	249千円	18.9%		他会計繰入金	125,983千円	1.0%
	手数料	2,793千円	2,587千円	8.0%		その他	37,545千円	0.3%
国庫支出金		552,486千円	653,671千円	-15.5%	資本的収入		4,968,706千円	40.6%
	社会資本整備総合交付金	552,486千円	653,671千円	-15.5%		地方債	2,907,100千円	23.8%
県支出金		0千円	0千円	-		他会計補助金	1,508,163千円	12.3%
	下水道費補助金	0千円	0千円	-		国庫補助金	552,486千円	4.5%
財産収入		0千円	0千円	-		県補助金	0千円	0.0%
繰入金		3,344,190千円	3,459,389千円	-3.3%		工事負担金	408千円	0.0%
諸収入		38,274千円	141,749千円	-73.0%		その他	549千円	0.0%
市債		2,907,100千円	2,529,000千円	15.0%				
繰越金		26,700千円	7,869千円	239.3%				
					繰越金		26,700千円	0.2%
歳入合計		12,253,980千円	11,791,617千円	3.9%	歳入合計		12,253,980千円	100.0%

歳出

下水道特別会計					公営企業法非適用			
区分		29年度決算	28年度決算	比較	区分		29年度決算	構成比
総務費		2,791,047千円	2,457,339千円	13.6%	収益的支出		5,121,513千円	41.9%
						営業費用	4,017,497千円	32.9%
	一般管理費	1,068,525千円	1,076,910千円	-0.8%		職員給与費	450,192千円	3.7%
	下水道維持管理費	1,092,679千円	845,639千円	29.2%		流域下水道管理費負担金	2,147,313千円	17.6%
	ポンプ場管理費	629,843千円	534,790千円	17.8%		その他	1,419,992千円	11.6%
事業費		4,933,815千円	4,711,223千円	4.7%		営業外費用	1,104,016千円	9.0%
						支払利息	1,007,072千円	8.2%
						消費税	96,152千円	0.8%
						その他	792千円	0.0%
	公共下水道築造事業費	2,500,996千円	2,333,025千円	7.2%	資本的支出		7,112,467千円	58.1%
	流域下水道事業費	2,432,819千円	2,378,198千円	2.3%		建設改良費	3,610,421千円	29.5%
公債費		4,509,118千円	4,596,355千円	-1.9%				
	元金	3,502,046千円	3,532,345千円	-0.9%		補助	1,355,446千円	11.1%
	利子	1,007,072千円	1,064,010千円	-5.4%		単独	2,254,975千円	18.4%
						地方債償還金	3,502,046千円	28.6%
歳出合計		12,233,980千円	11,764,917千円	4.0%	歳出合計		12,233,980千円	100.0%

地方債現在高	55,061,863千円	不納欠損	5,355千円	3,132件

平成29年度決算概要(見込)

維持管理費		4,114,441千円	下水道使用料 l		5,381,733千円
うち汚水分 m		3,457,847千円	一般会計繰入金		3,344,190千円
	管きょ費	392,420千円	繰出基準内		1,984,014千円
	ポンプ場費	390,578千円		雨水処理負担金	1,710,044千円
	処理場費	0千円		水質規制費	8,690千円
	その他の経費	2,674,849千円		水洗便所等普及費	57,687千円
資本費		4,509,118千円		不明水処理費	0千円
うち汚水分 n		3,158,118千円		臨特債等	99,222千円
	元金償還費	2,448,159千円		高度処理費	14,359千円
	元金償還金等利息	709,959千円		その他	94,012千円
合計		8,623,559千円	繰出基準外(その他)		1,360,176千円
うち汚水分 (m+n)o		6,615,965千円			

年間処理水量	58,529千m^3	年間有収水量j	51,389千m^3
汚水処理水量 i	58,529千m^3	有収率j/i	87.8%

使用料単価 l/j	104.7円	汚水処理費充当率 l/o		81.3%	
汚水処理原価 o/j	128.7円		維持管理費充当率 l/m	100.0%	
維持管理費 m/j	67.3円		資本費充当率 (l-m)/n	60.9%	
資本費 n/j	61.5円	逆ざや (l-o)/j		-24.0円	

※汚水処理費充当率は、上限を100.0%として表示しています。

５　下水道使用料

下水道使用料は、平成１２年４月に改定してから１０年以上が経過し、その間多額の不足分を市税で補ってきました。

しかし、今後の本市下水道事業を、健全かつ持続的に運営していくためには、本来の費用負担のあり方に基づき、現行下水道使用料の改定が必要と考え、平成２７年７月に市長から川口市上下水道事業運営審議会へ諮問し、同年１１月に答申を受けました。この答申に基づき、下水道使用料改定の検討を行い、平成２８年３月議会に上程し、議会の議決を得たことにより、平成２８年７月１日と平成３０年７月１日の２段階で改定することになりました。

年　次	事　項		
昭和３４年　８月	使用料　１㎥当たり（汚水排除量に応じ）　５円	公衆浴場	３円
昭和５２年　９月	使用料改定（平均　400%値上げ） 定額従量制から従量定額累進制の料金体系に改正	公衆浴場	10円
昭和５４年１２月	使用料改定（平均　58%値上げ） 水洗便器使用料の廃止	公衆浴場	15円
昭和５７年　４月	使用料改定（平均　47.9%値上げ）	公衆浴場	18円
平成　元年　４月	消費税法の施行に伴い消費税相当分の３%を加算		
平成　４年１０月	使用料改定（平均　30%値上げ）	公衆浴場	20円
平成　９年　４月	消費税法の施行に伴い消費税相当分の５%を加算		
平成１２年　４月	使用料改定（平均　29.2%値上げ）	公衆浴場	24円
平成２６年　４月	消費税法の施行に伴い消費税相当分の８%を加算		
平成２８年　７月	使用料改定（平均　20.7%値上げ H12.4 対比）	公衆浴場	27円

（参考）

年　次	事　項		
平成３０年　７月	使用料改定（平均　41.2%値上げ H12.4 対比）	公衆浴場	29円

下水道使用料金表（税別）　　平成２８年７月１日より実施

種別	使用料（１ヵ月につき）				
		排除量	単価	速算控除額	計算式
一般汚水	基本料金	10㎥まで	764円	0円	基本料金 764円
	超過料金	10㎥を超え　20㎥まで	79円	26円	排除量×　79円－　26円
		20㎥を超え　50㎥まで	95円	346円	〃　×　95円－　346円
		50㎥を超え　100㎥まで	111円	1,146円	〃　×　111円－　1,146円
		100㎥を超え　200㎥まで	127円	2,746円	〃　×　127円－　2,746円
		200㎥を超え　500㎥まで	143円	5,946円	〃　×　143円－　5,946円
		500㎥を超え1,000㎥まで	160円	14,446円	〃　×　160円－　14,446円
		1,000㎥を超え 2,500㎥まで	177円	31,446円	〃　×　177円－　31,446円
		2,500㎥を超える分	195円	76,446円	〃　×　195円－　76,446円
公衆浴場汚水		1㎥につき	27円		〃　×　27円

（参考）

平成３０年７月からの下水道使用料金表（税別）

種別	使用料（１ヵ月につき）				
		排除量	単価	速算控除額	計算式
一般汚水	基本料金	10 ㎥まで	887 円	0 円	基本料金 887 円
	超過料金	10 ㎥を超え 20 ㎥まで	93 円	43 円	排除量× 93 円－ 43 円
		20 ㎥を超え 50 ㎥まで	112 円	423 円	〃 × 112 円－ 423 円
		50 ㎥を超え 100 ㎥まで	131 円	1,373 円	〃 × 131 円－ 1,373 円
		100 ㎥を超え 200 ㎥まで	149 円	3,173 円	〃 × 149 円－ 3,173 円
		200 ㎥を超え 500 ㎥まで	168 円	6,973 円	〃 × 168 円－ 6,973 円
		500 ㎥を超え 1,000 ㎥まで	188 円	16,973 円	〃 × 188 円－ 16,973 円
		1,000 ㎥を超え 2,500 ㎥まで	208 円	36,973 円	〃 × 208 円－ 36,973 円
		2,500 ㎥を超える分	230 円	91,973 円	〃 × 230 円－ 91,973 円
公衆浴場汚水		1 ㎥につき	29 円		〃 × 29 円

下水道使用料収納実績（現年分＋滞納繰越分）

年度	調定額 A（千円）	収納額 B（千円）	収納件数 C（件）	収納率B／A（％）	有収水量（㎥）
平成２４年	4,356,351	4,242,092	1,306,335	97.4	50,091,341
平成２５年	4,352,839	4,252,481	1,336,425	97.7	50,376,311
平成２６年	4,427,602	4,345,302	1,365,445	98.1	50,257,163
平成２７年	4,496,901	4,403,156	1,393,282	97.9	50,774,614
平成２８年	5,084,460	4,995,897	1,414,475	98.3	50,883,268
平成２９年	5,461,148	5,381,733	1,444,940	98.5	51,388,702

第３章　維持管理事業

１　管きょの維持管理

管路施設は、住民生活と密接な関わりがあり、広範囲に及んでいることから、施設の機能が十分発揮できるよう維持管理を行っています。

管きょ清掃は、直営及び委託により行っており、公共用水域の水質汚濁防止を図る等、管路施設の維持管理においても重要な業務の一つです。

施設の補修工事は取付管破損箇所の補修やマンホールと路面の段差解消を随時行っており、住民の安全性確保に努めています。

施設の老朽化による更新工事（布設替・更生）も計画的に進めています。

～維持管理実績表～　　平成 30 年 3 月 31 日現在

種別＼年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
管きょ総延長	汚水(m)	1,165,314	1,174,282	1,181,836	1,190,837	1,201,369
	分流雨水(m)	27,953	28,495	28,962	29,070	29,674
	計(m)	1,193,267	1,202,777	1,210,798	1,219,907	1,231,043
清掃延長	(m)	33,412	36,637	34,419	21,086	20,557
取付管補修	(箇所)	233	185	164	161	199
人孔補修	(箇所)	181	272	175	165	96
更新工事	(m)	1,101	1,224	1,049	1,226	2,176

２　排水設備・水質規制の役割

（１）悪質下水と特定事業場

下水道に流入する排水には、下水道施設を損傷する場合若しくは終末処理場で処理することが困難な物質を含む場合があります。このような排水は、悪質下水と呼ばれ、主に工場等の事業場から排出されます。この悪質下水の流入を防ぐために、物理的、生物、化学処理をする除害施設の設置を必要とする排水基準が定められています。

また、届出の義務及び除害施設の設置義務がある施設は、下水道法に規定する特定施設として、水質汚濁防止法の特定施設（一部を除く）及びダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設、並びに特定施設を有しない事業場で下水道排除基準を超える恐れのある下水を排出する悪質下水排出施設を対象としています。

下水道法に規定する特定施設を設置する事業場を特定事業場と言い、平成３０年３月末現在の届出状況は次のとおりです。

～特定事業場の届出状況～

業　種 （施設名は業種指定なし）	特定施設番号	事業場数	除害施設設置 事業場数
畜産食料品製造業	2	3	0
水産食料品製造業	3	1	0
調味料製造業	5	1	1
製あん業	8	1	1
動植物油脂製造業	12	1	0
麺類製造業	16	3	0
豆腐・煮豆製造業	17	43	0
冷凍調理食品製造業	18-2	1	0
製版業	23-2	10	2
無機化学工業	27	3	3
有機ゴム薬品製造業	35	2	2
石けん製造業	38	1	1
ガラス製品製造業	53	1	1
セメント製品製造業	54	1	0
生コンクリート製造業	55	4	2

非鉄金属製造業	62	1	1
金属製品製造業	63	3	1
表面処理施設	65	26	24
電気めっき施設	66	28	28
共同調理場	66-4	5	4
弁当製造業	66-5	5	5
飲食店	66-6	5	1
洗たく業	67	100	28
写真現像業	68	15	0
病院	68-2	3	3
と畜業	69	1	1
自動車分解整備事業	70-2	4	1
自動式車輌洗浄施設	71	73	0
科学試験研究施設	71-2	11	8
一般廃棄物処理施設	71-3	1	1
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝによる洗浄施設	71-5	5	4
特定事業場から排水される水の処理施設	74	1	1
合計		363	124

（２）排水基準と監視・規制対象事業場

下水道の排水基準（排除基準）は、１日の排水量によって基準の適用がない場合があります。

また、非特定事業場であっても排水基準を超える恐れがあるものは、監視・規制対象事業場となります。

平成３０年３月末現在、非特定事業場の届出状況は次のとおりです。

～非特定事業場～

業種	事業場数	除害施設設置事業場数
段ボール製造、菓子製造、ディスポーザ排水処理システムを設置する集合住宅等	58	58

（３）事業場の分類

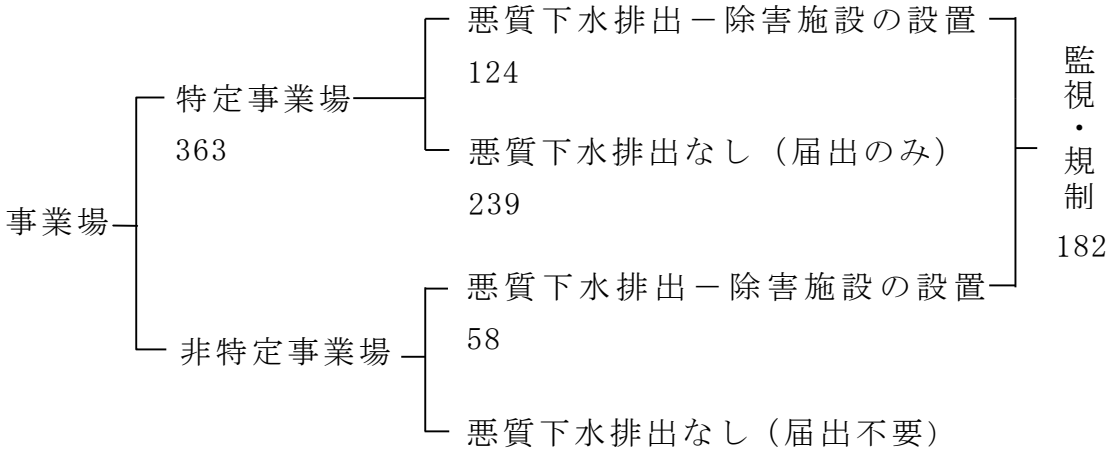

（４）特定施設の届出について

特定施設については、次のような届出が必要です。

届出事由	届出の期限	主な届出事項	摘　　要
特定施設を設置または構造を変更しようとするとき	設置・変更の 60 日前まで	①氏名・住所・法人の代表者 ②特定施設の名称 ③特定施設の構造・使用方法・原材料 ④汚水の処理方法	設置・変更の場合は計画変更命令等あり
施設が特定施設になったとき、及び特定施設を設置している事業場が公共下水道を使用することになったとき	下水道法の施行日から 30 日以内		
	公共下水道を使用することになった日から 30 日以内		

下水排除基準

対象		特定事業所			非特定事業所		
排水量　m^3/日		30未満	30～50未満	50以上	30未満	30～50未満	50以上
環境項目等	温度	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素			380			380
	ｐＨ	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)	5～9 (5.7～8.7)
	ＢＯＤ			600 (300)			600 (300)
	ＳＳ			600 (300)			600 (300)
	全窒素			240 (150)			240 (150)
	全燐			32 (20)			32 (20)
	沃素消費量			220			220
	ｎ－ヘキサン抽出物質量		5	5		5	5
	（上段：鉱油　下段：動植物油）		30	30		30	30
	銅	3	3	3	3	3	3
	亜鉛	2	2	2	2	2	2
	全クロム	2	2	2	2	2	2
	フェノール類	5	5	5	5	5	5
	鉄（溶解性）	10	10	10	10	10	10
	マンガン（溶解性）	10	10	10	10	10	10
有害物質	ふっ素	8	8	8	8	8	8
	ほう素	10	10	10	10	10	10
	カドミウム	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	シアン	1	1	1	1	1	1
	有機燐	1	1	1	1	1	1
	鉛	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	６価クロム	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	砒素	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	総水銀	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ＰＣＢ	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	１，２－ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	１，１－ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1
	シス－１，２－ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	１，１，１－トリクロロエタン	3	3	3	3	3	3
	１，１，２－トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	１，３－ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	１，４－ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	ダイオキシン類	10	10	10	10	10	10

備考

1 単位は温度、ｐＨを除きすべてmg/Lです。ただし、ダイオキシン類についてはpg/Lです。

2 ｐＨ、BOD、SS、温度、全窒素、全燐に係る（　）内の数値は、製造業又はガス供給業の一部に対して適用されるものです。

3 ■内は直罰対象の規制に係る排水基準です。

4 ▨内の項目については、特定施設を新設・増設する場合で、排水量が日量１０m^3/日以上のとき、３と同じく直罰対象となります。

３　融資利子等助成・補助制度

（１）水洗便所改造資金　融資利子等助成制度

昭和３４年８月に領家下水処理場が運転を開始し、水洗化が可能となり、水洗便所の普及を図るため、昭和３７年度から水洗便所改造資金貸付事業を実施し、平成１３年度より１件５０万円を限度として、無利息、５０ヶ月以内均等分割償還により貸付を行っていました。

平成２６年度以降は、金融機関の融資制度を活用し、完済後に利子等について借受者へ助成する制度へと移行しました。制度の内容としては、助成制度を扱う金融機関の融資のうち、市が指定する融資で１件５０万円以内、かつ６０ヶ月以内の返済として、返済完了後、利子等に相当する額を市が助成するものです。

① 水洗化状況　　平成３０年３月３１日現在

処理区域内世帯数（A）	水洗化世帯数（B）	水洗化率（B）／（A）
247,577 世帯	234,118 世帯	94.6%

② 融資利子等助成制度の実績

区　　分	平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度実績
融資利子等助成制度申請件数	15 件	2 件	3 件

③ 融資利子等助成制度の年度別推移

年度	申請件数（件）	助成対象工事費（円）	平均金額（円）	汲取便所改造		浄化槽切替	
				件数（件）	平均助成対象工事費（円）	件数（件）	平均助成対象工事費（円）
27	15	4,118,000	274,533	4	475,000	11	201,636
28	2	220,000	110,000	0	0	2	110,000
29	3	955,000	318,333	1	310,000	2	322,500

（２）私道共同排水設備整備補助金

昭和５７年度から水洗便所の普及を促進するため、公共下水道処理区域内で私道に関係者が共同で利用する共同排水設備を新設又は布設替え（布設後２０年以上経過しているもの）をする場合、市で定めた条件を満たしていれば、工事費の一部を市が補助しています。

補助金の額は補助対象工事に要した経費の８割以内です。

～補助金の年度別推移～

年度	補助件数	補助戸数	補助金額
２５	２６件	１６１戸	４８，０９５千円
２６	３１件	２１２戸	６９，４２６千円
２７	２３件	１４８戸	６１，０４１千円
２８	１７件	１５６戸	７８，３０５千円
２９	１６件	１５４戸	６４，１６３千円

（３）指定排水設備工事店制度

本市では、水洗便所の改造工事や排水設備工事等を行う場合、昭和３７年度から指定排水設備工事店制度を設けています。

指定工事店には、排水設備工事責任技術者が１名以上配属されており、この責任技術者の監督のもとに工事が行われています。

～責任技術者の推移～

年度	責任技術者数
２５	５００人
２６	４９４人
２７	４７７人
２８	４７５人
２９	４３７人

～指定工事店の推移～

年度	指定工事店数
２５	３５５店
２６	３４８店
２７	３５５店
２８	３４８店
２９	３４５店

（平成３０年３月３１日現在の工事店）

川口市内１５０店

川口市外１９５店（以下参照）

市　名	件数
朝霞市	１店
上尾市	７店
入間市	３店
桶川市	４店
春日部市	４店
加須市	１店
川越市	３店
北本市	１店
行田市	１店
久喜市	２店
越谷市	１１店
さいたま市	８１店
坂戸市	２店
狭山市	１店

市　名	件数
志木市	２店
白岡市	３店
草加市	１９店
所沢市	３店
戸田市	８店
新座市	７店
蓮田市	２店
富士見市	３店
ふじみ野市	２店
三郷市	１店
八潮市	２店
吉川市	１店
蕨市	６店

町　名	件数
伊奈町	２店
杉戸町	２店
松伏町	１店
宮代町	４店
三芳町	３店
吉見町	１店
川島町	１店

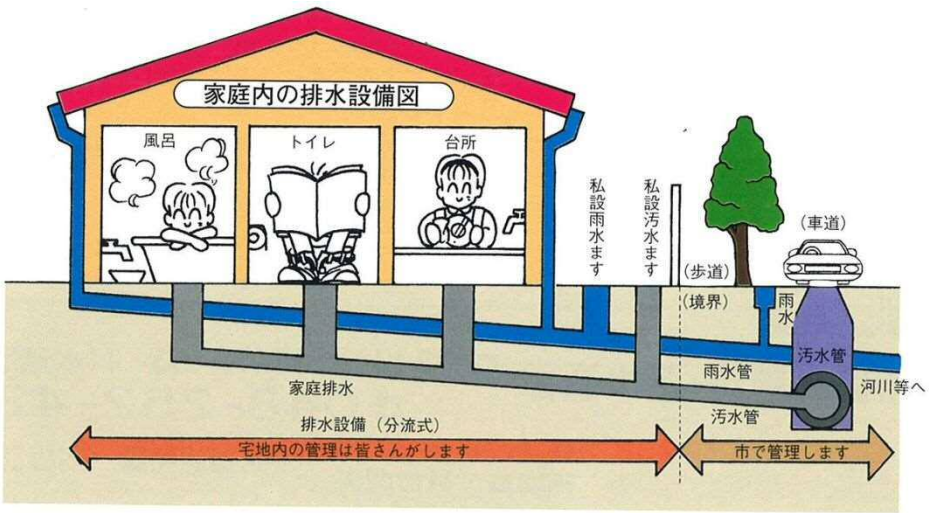

第４章　ポンプ場運転管理事業

１　ポンプ場施設の役割と現状

はじめに

昭和３７年１１月に横曽根地区に中継ポンプ場が建設され、領家下水処理場に流入を開始して以来、下水道整備に伴って汚水中継ポンプ場が逐次建設されました。

本市は、平坦地であるのに加え地盤沈下の影響が出る為、中継ポンプ場のほかに雨水排除を目的とした排水ポンプ場が建設されるとともに、平成２３年１０月に旧鳩ヶ谷市と合併したことにより現在２１ヵ所のポンプ場が稼働しています。

また、平成１５年１０月１日より横曽根地区の雨水浸水対策として荒川町ポンプ場が稼働しました。

領家下水処理場については、荒川左岸南部流域下水道への接続が終了したことに伴い、平成１５年３月３１日をもって廃止されました。

元郷排水ポンプ場

荒川町ポンプ場

横曽根中継ポンプ場

竪前橋ポンプ場

2　施設の概要・位置図

（1）ポンプ場の種類

①雨水排水ポンプ場

雨水排水ポンプ場は、地盤の低い地域で、自然流下によって排水できない雨水をポンプで揚水して、放流水域に排水するポンプ場です。

②汚水中継ポンプ場

汚水中継ポンプ場は、下水を自然流下で処理場に導く際に管路延長が長くなるとき、または地形上の関係から管きょの埋設が深くなる場合に設けるポンプ場です。

③地下ポンプ室

地下ポンプ室は、地下に設置されたポンプ設備で水中ポンプを使用し、通常の沈砂池が省略されたポンプ室です。

（2）下水道ポンプ場一覧

①ポンプ施設数　　平成３０年３月３１日現在

ポンプ場			地下ポンプ室等		
施設数	目　　的		施設数	目　　的	
21	雨水排除	9	58	雨水排除（雨水貯留施設，6ヵ所を含む）	13
	汚水中継	8		汚水中継	44
	雨水排除・汚水中継	4		雨水排除・汚水中継	1

②ポンプ場　※各ポンプ場の配置図はＰ３６参照

No.	施設名称	所在地	用途	能力［m^3/秒］	運転開始年月	備　　考
1	横曽根中継ポンプ場	宮町17-26	汚水	0.97	S37年11月	西川口・南町・仲町・宮町・原町・川口・飯原町・飯塚の汚水及び緑町ポンプ場から送水される汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。

No.	施設名称	所在地	用途	能力［m^3/秒］	運転開始年月	備考
2	寿町（ことぶきちょう）ポンプ場	川口 1-7-7	汚水	0.316	S42年12月	荒川町ポンプ場の運転開始により、寿町ポンプ場が担っていた、雨水放流の役割は終了しました。現在は川口・飯塚・金山町の汚水送水のみを行っています。汚水は横曽根中継ポンプ場へ送水しています。
3	青木橋排水ポンプ場	青木 2-13-13	雨水	3.0	S46年6月	青木・中青木・幸町・並木元町・並木の雨水を旧芝川に放流し、汚水を青木中継ポンプ場に送水しています。
			汚水	0.22		
4	仲町排水ポンプ場	西川口 6-19-29	雨水	1.5	S46年7月	横曽根排水ポンプ場と分担して西川口・仲町・南町・宮町・原町・川口の雨水を緑川に放流します。
5	竪前橋（たてまえばし）ポンプ場	南前川 1-7-4	雨水	2.7	S46年9月	芝新町・芝中田・南前川の雨水を竪川へ放流し、汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
			汚水	0.69		
6	丁張橋（ちょうはりばし）中継ポンプ場	上青木西 4-27-21	汚水	0.26	S47年5月	上青木・上青木西・南前川・前上町の汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
7	元郷排水ポンプ場	元郷 2-3-10	雨水	20.0	S47年5月	旧芝川に流入する雨水を荒川に放流します。また、通常は旧芝川の水位を保持する役割を担っています。
			旧芝川水位保持	2.0		
8	緑町ポンプ場	緑町 4-4	雨水	0.37	S50年5月	緑町の雨水を緑川へ放流し、汚水を横曽根中継ポンプ場へ送水しています。
			汚水	0.033		
9	横曽根排水ポンプ場	宮町 16-64	雨水	4.5	S51年4月	仲町排水ポンプ場と分担して西川口・仲町・南町・宮町・原町・川口の雨水を菖蒲川に放流します。

No.	施設名称	所在地	用途	能力 ［m^3/秒］	運転開始年月	備　　考
10	東領家中継ポンプ場	東領家5-6-10	汚水	0.07	S51年10月	東領家4丁目・5丁目の汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
11	梶木橋（なぎのはし）中継ポンプ場	領家5-2-1	汚水	0.223	S51年10月	領家5丁目、元郷1・2丁目のうち旧芝川と荒川に囲まれた区域の汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
12	中央橋中継ポンプ場	本町2-10-12	汚水	0.934	S53年3月	本町大通りを中心にしてその周辺区域（本町・金山町）の汚水を青木中継ポンプ場へ送水しています。
13	青木中継ポンプ場	上青木1-17-17	汚水	1.492	S56年6月	上青木西・南前川・並木・上青木の汚水及び青木橋排水ポンプ場・中央橋中継ポンプ場から送水される汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
14	伊刈（いかり）排水機場（はいすいきじょう）	本前川3-1-8	雨水	2.15	S56年9月	大雨のときに芝川から伊刈排水路に逆流するのを防ぐ施設です。通常は、高木雨水貯留管の雨水を伊刈排水路へ放流します。
15	里ポンプ場	大字里103-1	雨水	7.52	S58年6月	里地区の雨水を芝川へ放流し、汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
			汚水	0.77		
16	二軒在家（にけんざいけ）排水ポンプ場	朝日4-12	雨水	1.35	H元年4月	二軒在家公園テニスコートの西側地下にあり、主に朝日町地区の雨水を旧芝川へ放流します。
17	新堀（にいほり）中継ポンプ場	榛松3-46-25	汚水	0.32	H元年6月	新堀・榛松・江戸その他の地区の汚水を埼玉県が設置する中川水循環センターへ送水しています。

No.	施設名称	所在地	用途	能力 ［㎥/秒］	運転開始年月	備　　考
18	領家第八公園ポンプ場	領家1-15	雨水	0.9	H4年2月	領家第八公園の地下に造られたポンプ場で、元郷6丁目や弥平1丁目、領家1丁目付近の雨水を旧芝川へ放流します。
19	南鳩ヶ谷ポンプ場	大字前田1268-1	雨水	3.0	H10年4月	新芝川より南側に位置する旧鳩ヶ谷南部地区の雨水対策を都市下水道事業として整備した雨水排水ポンプ場（能力3.0㎥/秒）で、旧芝川へ放流する施設です。
20	荒川町ポンプ場	荒川町地先	雨水	8.0	H15年10月	荒川のスーパー堤防事業に併せて建設され、寿町ポンプ場に代わり、川口・飯塚・原町・飯原町・金山町の雨水を荒川へ放流します。（寿町ポンプ場の雨水排除の役割は終了しました。）
21	辻ポンプ場	南鳩ヶ谷7-20-1	雨水	6.0	H28年3月	旧鳩ヶ谷辻地区の都市化による雨水対策として安木ポンプ場を廃止し新たに整備した雨水排水ポンプ場（能力6.0㎥/秒）で新芝川へ放流する施設です。

※上記一覧の「備考」には、ポンプ場が担う区域名が記載されていますが、ここに記載のない区域におきましても、下水道普及区域における汚水は、ポンプ場から埼玉県が設置する水循環センターに送水されます。
※上記一覧において区域名が重複している場合がありますが、担当するポンプ場が異なる場合があるためです。

③地下ポンプ室等　（施設名称に付いている○数字は配置図の番号）

目的	施　設　名　称	所　在　地	道路地下占用面積（㎡）	能力 ㎥/s	運転開始年月
雨水排除用	立野際橋（たちのきわばし） 地下ポンプ室	西川口2-16-24地先	36.98	1.000	S52.4

	施　設　名　称	所　在　地	道路地下占用 面積（㎡）	能力 ㎥/s	運転開始 年月
雨水排除用	仲町中学校 地下ポンプ室	西川口2-16-1地先	36.98	1.000	S53.4
	鬼沢橋(おにざわばし)地下 ポンプ室	西川口1-35-13.14 地先	36.98	1.000	S53.11
	青木中継雨水貯留	上青木1-18地先	4278.00	0.796	H3.1
	南前川雨水貯留	南前川1-14地先	402.00	0.030	H3.5
	青木雨水ポンプ室	上青木1-18地先	76.00	0.376	H5.3
	西公民館前 地下ポンプ室	飯塚2-3-3地先	6.30	0.034	H5.3
	弥平四丁目 排水ポンプ室	弥平4-3-3地先	13.50	0.266	H8.8
	SKIPシティ 雨水貯留①	上青木3-12地先	12.90	0.072	H15.1
	芝西１丁目 排水ポンプ室②	芝西1-17地先	3.14	0.0075	H15.3
	芝樋ノ爪雨水貯留	芝樋ノ爪1-7-1地先	454.76	0.0059	H24.11
	桜町雨水貯留	桜町3丁目地内	918.33	0.042	H26.4
	並木元町雨水貯留	並木元町1-76地先	アートパーク 並木元町公園 地下　434.66	0.068	H29.5
汚水中継用	春風園第一(しゅんぷうえんだいいち)地下 ポンプ室	上青木2-50地先	10.57	0.066	S52.4
	春風園第二(しゅんぷうえんだいに)地下 ポンプ室	上青木2-38地先	10.57	0.066	S52.4
	春風園第三(しゅんぷうえんだいさん)地下 ポンプ室	上青木5-25地先	10.57	0.066	S52.7
	五右衛門(ごえもん)橋(ばし)地下 ポンプ室③	朝日2-4-3地先	8.08	0.025	S56.4
	緑橋地下ポンプ室	緑町6番地先	8.08	0.022	S56.4

目的	施設名称	所在地	道路地下占用面積（㎡）	能力 ㎥/s	運転開始年月
汚水中継用	門樋橋（もんびばし）地下ポンプ室	本町1-19地先	6.09	0.022	S56.11
	二ツ橋第一地下ポンプ室	芝中田2-45-13地先	8.08	0.042	S56.12
	二ツ橋第二地下ポンプ室	芝1-47-23地先	3.14	0.025	S57.3
	朝日町地下ポンプ室	朝日1-5-1地先	8.08	0.036	S58.3
	オートレース場西中継ポンプ室	青木5-15地先	32.49	0.110	S60.12
	焼却場前中継ポンプ室	青木3-15-1地先	26.60	0.126	S62.10
	柳根地下ポンプ室④	柳根町29地先	1.54	0.015	H元.11
	幸栄公園（こうえいこうえん）地下ポンプ室⑤	栄町3-1地先	8.75	0.100	H2.8
	柳崎第5公園地下ポンプ室⑥	柳崎1-4地先	8.75	0.031	H2.9
	芝上谷（しばうわや）地下ポンプ室⑦	大字芝7214地先	2.33	0.011	H8.4
	青陵高校南地下ポンプ室⑧	大字神戸423地先	8.75	0.045	H8.7
	青陵高校西第一地下ポンプ室	大字神戸539-5地先	13.50	0.026	H9.4
	戸塚東小学校前地下ポンプ室⑨	戸塚東3-31地先	13.50	0.072	H10.1
	戸塚東１丁目地下ポンプ室⑩	戸塚東1-8-1地先	3.32	0.0156	H10.4
	東川口３丁目地下ポンプ室⑪	東川口3-8-24地先	3.14	0.0083	H10.4
	長蔵１丁目地下ポンプ室⑫	長蔵1-24-28地先	3.35	0.022	H11.4

目的	施設名称	所在地	道路地下占用面積（㎡）	能力 ㎥/s	運転開始年月
汚水中継用	戸塚１丁目地下ポンプ室⑬	戸塚1-24-20地先	2.40	0.007	H11.4
	北原台地下ポンプ室⑭	北原台1-26-23地先	2.40	0.0074	H11.4
	東川口２丁目地下ポンプ室⑮	東川口2-6-2地先	3.32	0.0088	H11.4
	東川口６丁目地下ポンプ室⑯	東川口5-1-4地先	8.75	0.0786	H11.4
	北原台２丁目地下ポンプ室⑰	北原台2-23-23地先	3.14	0.0050	H14.3
	境橋西地下ポンプ室⑱	大字安行領根岸3267地先	3.14	0.0027	H14.11
	安行吉蔵（あんぎょうきちぞう）地下ポンプ室⑲	大字安行吉蔵368番地先	3.14	0.012	H15.10
	東内野（ひがしうちの）地下ポンプ室⑳	大字東内野372-1地先	3.14	0.018	H16.1
	神戸（ごうど）地下ポンプ室㉑	大字神戸629-4地先	3.14	0.0027	H16.3
	石神地下ポンプ室㉒	大字石神227番地先	2.14	0.003	H16.9
	八幡木（はちまんぎ）地下ポンプ室㉓	八幡木3-18-20地先	2.80	0.004	H18.4
	伊刈西地下ポンプ室㉔	大字伊刈881番地先	11.25	0.016	H18.12
	東内野第２地下ポンプ室㉕	大字東内野439-4地先	2.49	0.025	H19.12
	里第１地下ポンプ室㉖	大字里1085-9地先	3.02	0.0335	H20.4
	新井宿地下ポンプ室㉗	大字新井宿521地先（江川調整池内）	2.40	0.011	H21.4
	根岸南地下ポンプ室㉘	大字安行領根岸2559-23地先	1.60	0.0033	H21.4

目的	施設名称	所在地	道路地下占用面積（㎡）	能力 ㎥/s	運転開始年月
汚水中継用	里第２地下ポンプ室 ㉙	大字里610-1地先	2.27	0.0053	H21.4
	里第３地下ポンプ室	大字里621地先	2.54	0.0053	H21.4
	新井宿第２地下ポンプ室	大字新井宿56-1番地先	2.49	0.0027	H22.4
	東内野第３地下ポンプ室	大字東内野204-5番地先	2.40	0.0053	H23.4
	南鳩ヶ谷第１地下ポンプ室 ㉚	南鳩ヶ谷2-1-4	3.445	0.0047	H24.3
	芝支所北地下ポンプ室	大字芝6832-1番地先	2.49	0.005	H25.8
	神戸第２地下ポンプ室	大字神戸579-31地先	1.77	0.318	H28.4
汚水中継・雨水排除	飯塚ポンプ室	飯塚3-11-6地先	71.81	雨水 0.400 汚水 0.040	S63.2

○地下ポンプ室監視システム（戸塚東小学校前地下ポンプ室）

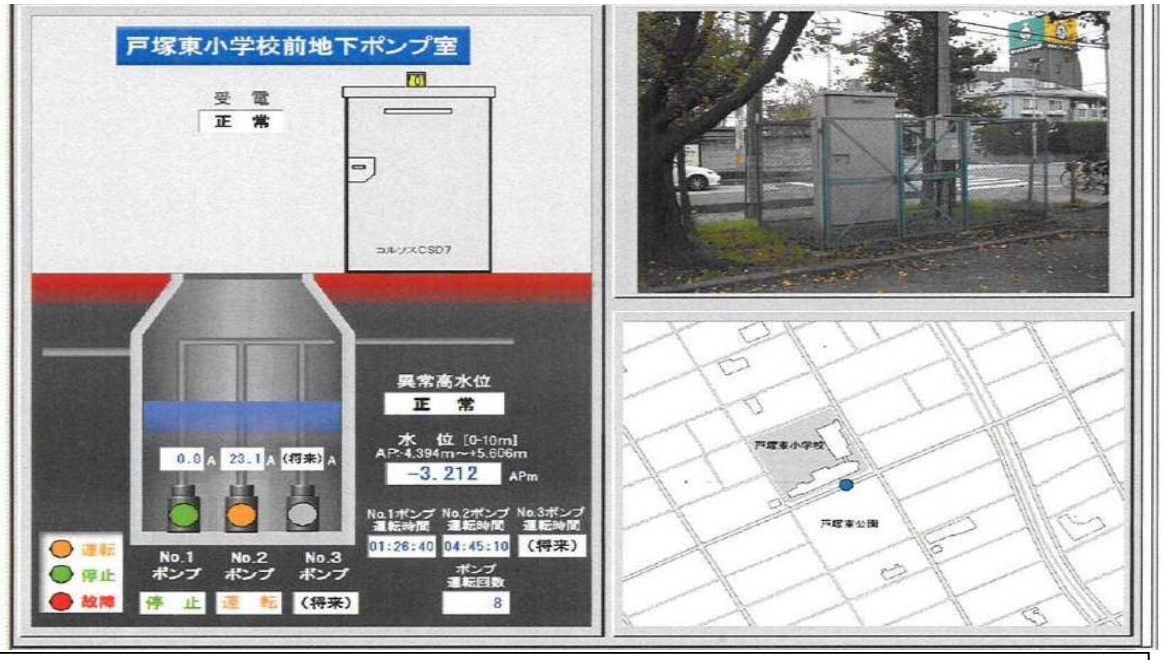

川口市下水道ポンプ場配置図

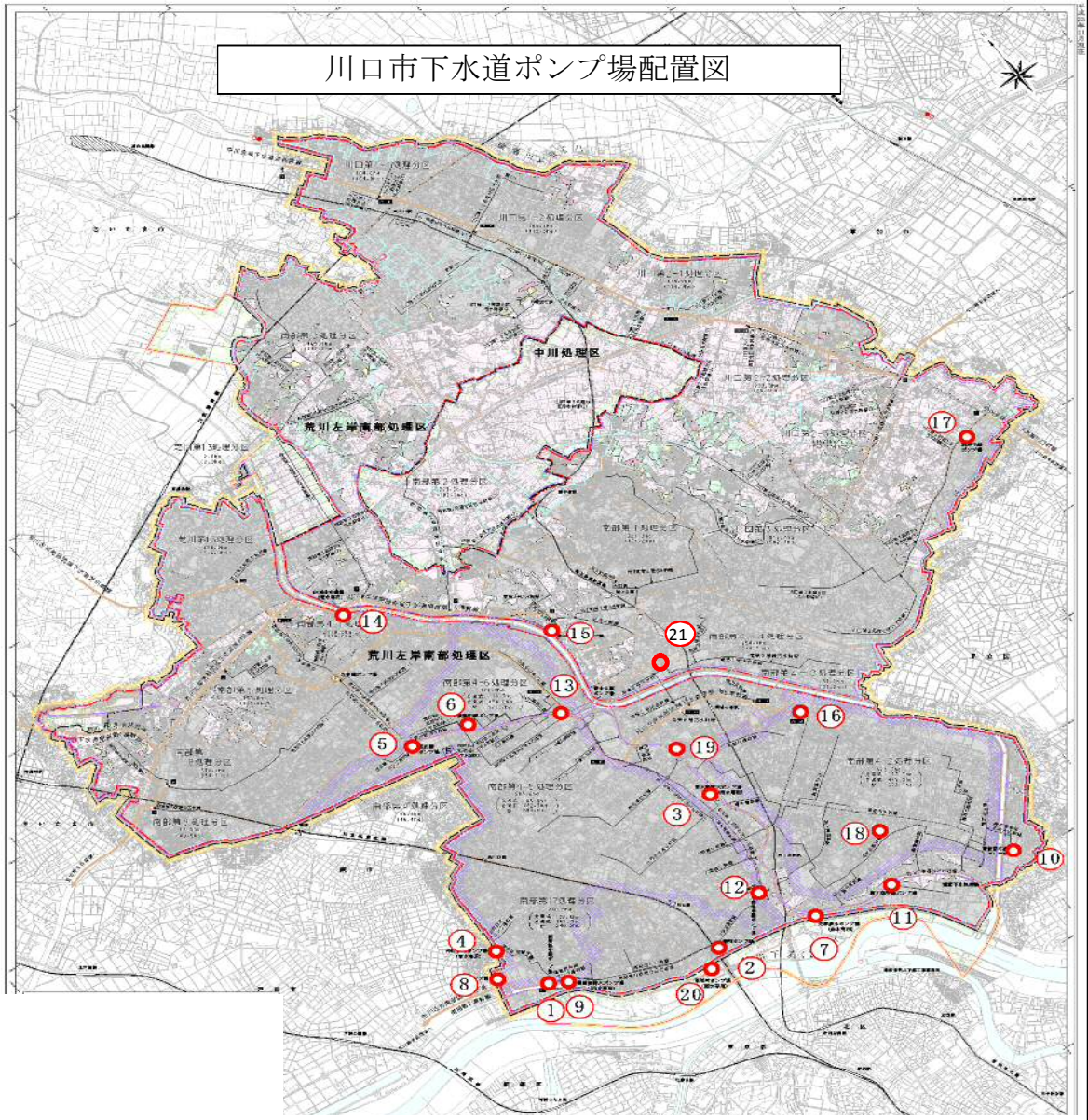

① 横曽根中継ポンプ場	⑧ 緑町ポンプ場	⑮ 里ポンプ場
② 寿町ポンプ場	⑨ 横曽根排水ポンプ場	⑯ 二軒在家排水ポンプ場
③ 青木橋排水ポンプ場	⑩ 東領家中継ポンプ場	⑰ 新堀中継ポンプ場
④ 仲町排水ポンプ場	⑪ 棚木橋中継ポンプ場	⑱ 領家第八公園ポンプ場
⑤ 竪前橋ポンプ場	⑫ 中央橋中継ポンプ場	⑲ 南鳩ヶ谷ポンプ場
⑥ 丁張橋中継ポンプ場	⑬ 青木中継ポンプ場	⑳ 荒川町ポンプ場
⑦ 元郷排水ポンプ場	⑭ 伊刈排水機場	㉑ 辻ポンプ場

※地下ポンプ室等を除く

川口市下水道地下ポンプ室等配置図

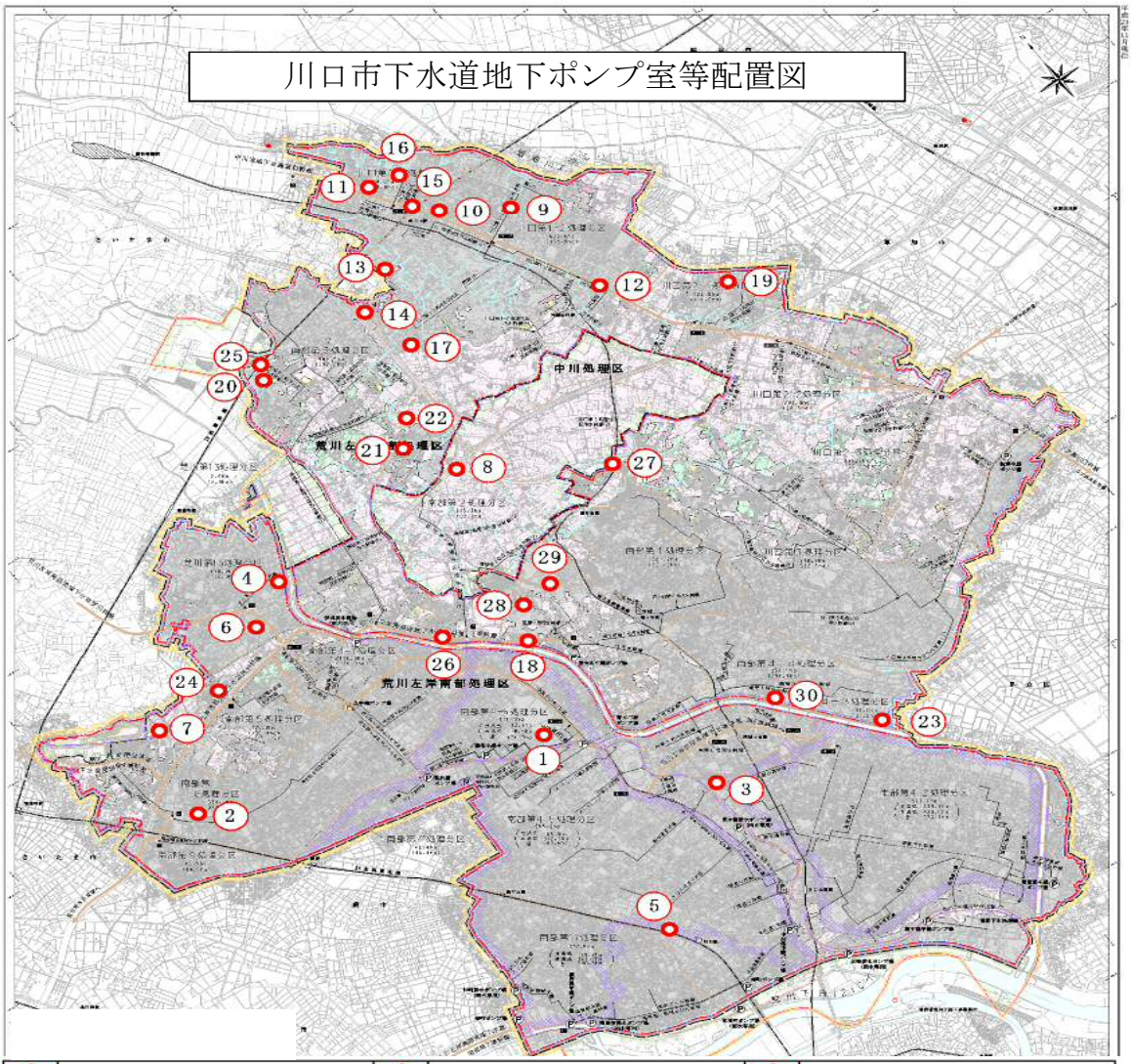

①	SKIPシティ雨水貯留	⑪	東川口3丁目地下ポンプ室	㉑	神戸地下ポンプ室
②	芝西1丁目排水ポンプ室	⑫	長蔵1丁目地下ポンプ室	㉒	石神地下ポンプ室
③	五右衛門橋地下ポンプ室	⑬	戸塚1丁目地下ポンプ室	㉓	八幡木地下ポンプ室
④	柳根地下ポンプ室	⑭	北原台地下ポンプ室	㉔	伊刈西地下ポンプ室
⑤	幸栄公園地下ポンプ室	⑮	東川口2丁目地下ポンプ室	㉕	東内野第2地下ポンプ室
⑥	柳崎第5公園地下ポンプ室	⑯	東川口6丁目地下ポンプ室	㉖	里第1地下ポンプ室
⑦	芝上谷地下ポンプ室	⑰	北原台2丁目地下ポンプ室	㉗	新井宿地下ポンプ室
⑧	青陵高校南地下ポンプ室	⑱	境橋西地下ポンプ室	㉘	根岸南地下ポンプ室
⑨	戸塚東小学校前地下ポンプ室	⑲	安行吉蔵地下ポンプ室	㉙	里第2地下ポンプ室
⑩	戸塚東1丁目地下ポンプ室	⑳	東内野地下ポンプ室	㉚	南鳩ヶ谷第1地下ポンプ室

※これ以外にも２８ヵ所の地下ポンプ室等があります。

第５章　災害対策

１　浸水対策

雨水貯留施設の役割と概要

降雨による浸水対策として、下記雨水貯留管及び調整池を施工して、浸水の軽減を図っています。

雨水貯留施設

（１）南部第４処理分区雨水貯留施設

名称	位置	目的	貯留能力
雨水貯留管 （平成２年８月竣工）	上青木１丁目、上青木西１・２丁目、西青木４・５丁目地内	浸水対策用	8,500 ㎥ 管径 3,050mm 延長 1,270m
雨水調整池 （平成３年３月竣工）	南前川１丁目 地内		3,500 ㎥ 1,750 ㎥×２池 (内径 14m)
計			12,000 ㎥

（２）二軒在家公園雨水貯留施設

名称	位置	目的	貯留能力
雨水調整池 （平成元年４月竣工） （平成 11 年９月改修）	朝日４－１２ （二軒在家公園内）	浸水対策用	2,500 ㎥

（３）桜町排水区雨水貯留施設

名称	位置	目的	貯留能力
雨水貯留管 （平成 27 年３月竣工）	桜町３丁目 地内	浸水対策用	3,600 ㎥

（４）並木元町公園雨水貯留施設

名称	位置	目的	貯留能力
雨水調整池 （平成 30 年３月竣工） （平成 29 年７月供用開始）	並木元町 地内	浸水対策用	5,800 ㎥

２　地震対策

地震により、下水道施設が損傷することで、市民が、下水道を長時間使用できない場合には、市民生活や社会活動に極めて大きな影響を及ぼします。こうしたことから、大規模地震災害時においても下水道の機能を確保するため、下水道施設の耐震化（防災対策）と、被害の最小化（減災対策）を組み合わせることにより計画的な地震対策に取り組みます。

（１）管路施設における耐震化の推進

新設する管きょは、各種耐震対策指針に基づき、可とう性継手を用いるなど耐震性の強化を図ります。一方、既に埋設されている重要な管きょ（避難所からの汚水を受ける管きょ、緊急輸送道路下にある管きょ、河川や軌道を横断している管きょ）については、優先的に管更生などの耐震化を進めます。また、緊急輸送道路下にあるマンホールのうち、液状化によるマンホール浮上の恐れがあると判定されたマンホールについては、優先的に浮上防止対策を行います。

○下水道管更生の整備事例

古くなった下水道管の内部に硬質塩化ビニル製の部材をコーティングし、耐震性がある下水道管に蘇えらせる工法です。

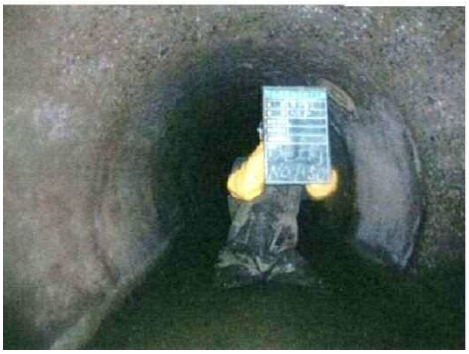

【更生前の下水道管の内部】

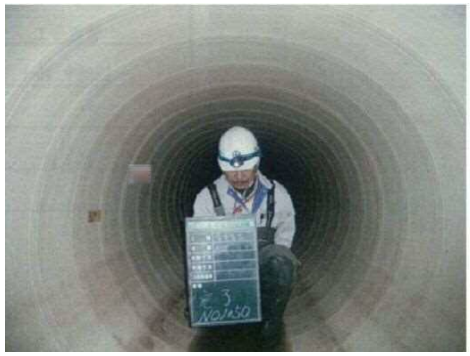

【更生後の下水道管の内部】

（２）ポンプ場における耐震化の推進

耐震性能の評価・調査診断を行い、耐震性能が不足していると判定されたポンプ場については、耐震補強を進めます。

○耐震性能の評価・調査診断の事例

ポンプ場の壁などからコンクリートを切り取り、コンクリートの強度を確認する試験です。

【コンクリートコア切り取りの様子】

【圧縮強度試験の様子】

（３）災害用マンホールトイレの整備推進

「川口市地域防災計画」に示されている指定避難所などを対象とし、災害用マンホールトイレの整備を進めます。

○災害用マンホールトイレの設置事例

地中に貯留型下水道管を整備し、地上に災害用仮設トイレを設置したイメージ図です。

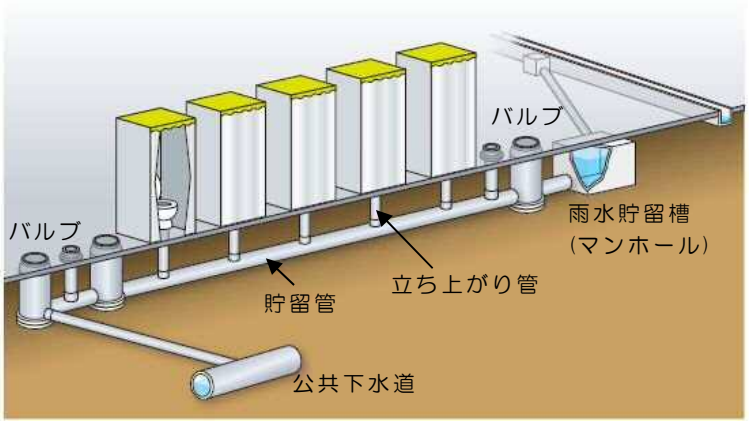

災害用マンホールトイレ整備箇所

平成３０年３月３１日現在

設置年度	設　置　場　所	設置基数
平成１９年度	戸塚スポーツセンター	４６基
平成２０年度	辻小学校	５基
	鳩ヶ谷支所	５基
	三ツ和公園	５基
平成２１年度	荒川運動公園管理棟	２４基
	里小学校	５基
	中居小学校	５基
	八幡木中学校	５基
	鳩ヶ谷高校	５基
	鳩ヶ谷小学校	５基
	鳩ヶ谷中学校	５基
	本町小学校	１３基
平成２２年度	川口高校（県立）	５基
	桜町小学校	５基
	里中学校	５基
	元郷南小学校	９基
平成２３年度	前田西公園	５基
	前田東公園	５基
	南鳩ヶ谷小学校	５基
	柳崎小学校	９基
平成２４年度	新郷南小学校	１０基
平成２５年度	青木中央小学校	１１基
平成２６年度	木曽呂小学校	７基
平成２７年度	安行東小学校	１０基
	戸塚北小学校	９基
平成２８年度	前川小学校	１１基
	朝日東小学校	９基
平成２９年度	仲町小学校	１１基
	安行中学校	１０基
合　　計		２６４基

（４）危機管理体制の向上

下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的とした被災時の行動計画である「川口市下水道事業業務継続計画」に基づく訓練の実施や資材の備蓄を行い、災害に強い危機管理体制の向上に努めます。

第６章　下水道部の組織及び下水道関連用語集

平成３０年３月３１日現在

１　下水道部の組織図と事務分掌

下水道部長

- 下水道管理課 ――　庶務係（６名）、業務係（４名）
  （１１名）　１　部内の連絡調整に関すること。
  （次長）　２　部の庶務に関すること。
  ３　下水道使用料に関すること。
  ４　下水道事業受益者負担金に関すること。
- 下水道維持課 ――　維持係（１９名）、排水設備係（７名）
  （２７名）　※うち、再任用１名
  （課長）　１　下水道の維持管理に関すること。
  ２　排水設備に関すること。
  ３　除害施設に関すること。
  ４　水洗便所改造資金融資利子等の助成に関すること。
  ５　私道共同排水設備整備の補助に関すること。
- 下水道推進課 ――　計画係（５名）、工事第１係（６名）、工事第２係（６名）
  （１８名）　１　下水道事業の計画、設計及び工事に関すること。
  （次長）
- ポンプ場　――　ポンプ場管理センター・元郷排水ポンプ場（１５名）
  管理センター
  （１６名）　１　ポンプ場の運転管理に関すること。
  （課長）　２　ポンプ場の維持管理に関すること。

職員合計７３名（再任用１名含む）

２　下水道関連用語集

● 雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる施設。雨水浸透ます、雨水浸透管、雨水浸透側溝などがあり、下水道管きょへの雨水流入量の削減を目的とする。

● 雨水貯留施設

集中豪雨時など、下水道管の能力を超える雨水の流入による浸水被害を軽減するために、下水を一時的に貯留する施設。雨水貯留管、雨水調整池等がある。

● 雨水ます

分流式下水道の場合、路面排水と宅地からの雨水、合流式下水道の場合、路面排水のみを受け、取付け管により雨水管きょまたは排水管に流すますのこと。

● 汚水

生活もしくは事業（耕作の事業を除く）に起因し、もしくは付随する廃水をいう。具体的には、生活雑排水、水洗便所からのし尿、工場や事業場から排出される工場排水など。

● 管きょ（管渠）

下水を集めて排除するための施設。汚水管きょ、雨水管きょ、合流管きょ等がある。

● 供用開始の公示

下水道法第９条により、公共下水道が建設され、住民の利用に供しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月や区域等を公示することになっている。

供用開始公示済区域の人口のことを処理区域内人口という。

● 下水

生活もしくは事業（耕作の事業を除く）に起因し、もしくは付随する廃水、または雨水をいう。

● 下水道

下水を排除するために設けられる排水管、排水きょ、その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）、またはこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

● 下水道管理者

下水道の設置、改築、修繕、維持その他管理を行う者のこと。公共下水道及び都市下水路は市町村、流域下水道は都道府県が原則として下水道管理者になる。

● 下水道使用料

下水道の維持管理費等の経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する使用料。

● 公共ます

通常、公道と宅地（私道）の境目に設置される公設のます。この公設のますまでが下水道施設の範囲となる。排水設備と公共下水道の接点で集められた下水はこれから取付け管によって管きょに接続される。

● 合流式下水道

汚水及び雨水を同一の管きょで排除し処理する方式。

● 終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

● 処理区域

下水を処理場で処理することができる区域。

● 人口集中地区【DID 地区】

国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が１平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上有する地域。地方交付税算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画、市街地再開発計画、産業立地計画、交通計画、環境衛生対策、防犯・防災対策などに広く利用されている。

● 水洗化率

処理区域内人口に対する水洗化人口の割合。

下水の供用が開始されると、処理開始の日から三年以内に処理区域内のくみ取り便所は水洗化（汚水管の公共下水道への連結）しなければならないことになっている。

● 沈砂池（ちんさち）

主に、流入下水中の土砂などを沈殿させて取除く池であり、ポンプ等機械設備の摩耗やつまりを防ぎ、処理作業の円滑化を図るためのもの。

● 排水区域

公共下水道により下水を排除することができる区域をいう。

● 排水設備

下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、私設ます等。下水道の供用開始後にその土地の所有者等に設置義務が課される。

● 吐き口

下水道施設から処理水や雨水を公共用水域に放流するための放流口の施設。

● 分流式下水道

汚水と雨水を別々の管きょに集めて排除する下水道。汚水だけが処理施設へ流入し、雨水は雨水吐口から河川に排出される。

● 流域下水道

２以上の市町村から下水を受けて処理するための下水道で、終末処理場と幹線管きょから成り、事業主体は原則として都道府県である。

交通のご案内

ＪＲ西川口駅東口より

徒歩 25 分または、

国際興業バス４番乗場　鳩ヶ谷庁舎経由鳩ヶ谷公団住宅行

または、同３番乗場　鳩ヶ谷庁舎・慈林経由東川口駅南口行

いずれも「オートレース場裏」下車

SR 南鳩ヶ谷駅 1 番口より

徒歩 25 分または、

国際興業バス乗場　オートレース場前経由西川口駅東口行

「オートレース場前」下車

大きな配水塔が目印です。

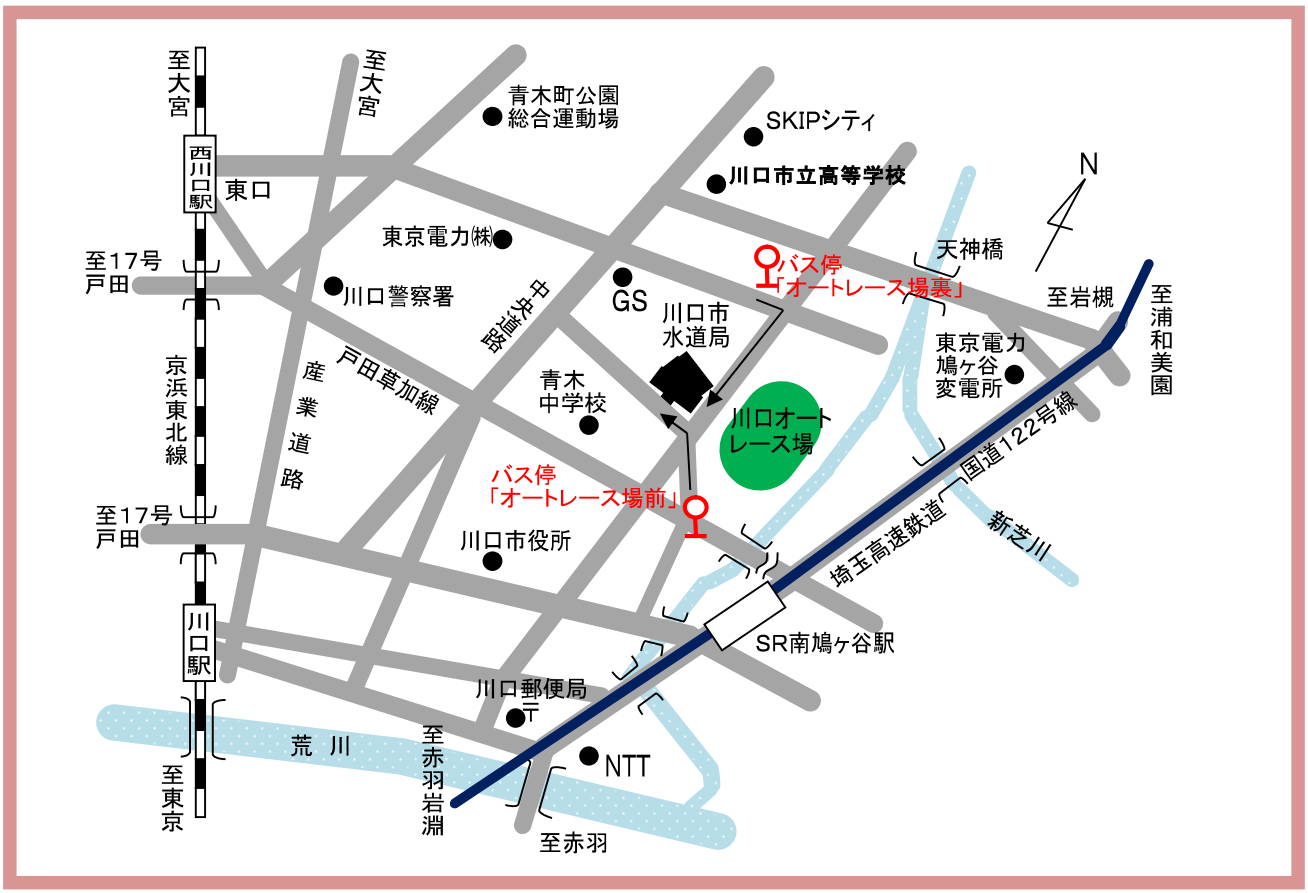

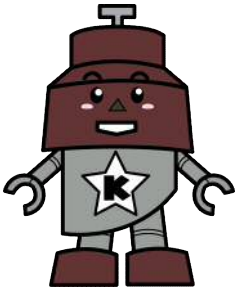

発行 平成３０年８月
編集 川口市 下水道部 下水道管理課
印刷・製本 川口市 総務部 行政管理課
〒332-8501　川口市青木５－１３－１（水道局３階）
TEL 048-258-4132(内線 261)　FAX 048-252-1033
川口市ホームページ　http://www.city.kawaguchi.lg.jp
※この冊子は、経費節減のため、庁内で印刷しました。